

教育委員会規則

川崎市教育委員会規則第9号

川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

川崎市教育委員会

委員長 佐々木 武 志

川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部
を改正する規則

川崎市教育委員会安全衛生管理規則（平成20年川崎市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に改める。

第2条第3号中「教頭」の次に「、総括教諭」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第10号

川崎市総合教育センター運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月30日

川崎市教育委員会

委員長 佐々木 武 志

川崎市総合教育センター運営規則の一部を
改正する規則

川崎市総合教育センター運営規則（昭和61年川崎市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「特殊教育センター」を「特別支援教育センター」に改める。

「第3章 特殊教育センター」を「第3章 特別支援教育センター」に改める。

第8条及び第9条中「特殊教育センター」を「特別支援教育センター」に改める。

別表適応指導教室事業の項中

「

ゆうゆう広場さいわい	川崎市幸区塚越1丁目60番地
------------	----------------

を

「

ゆうゆう広場みゆき	川崎市幸区戸手4丁目4番3号
ゆうゆう広場さいわい	川崎市幸区塚越1丁目60番地

に改める。

附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第11号

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月30日

川崎市教育委員会

委員長 佐々木 武 志

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施
行規則の一部を改正する規則

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例施行規則（平成20年川崎市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第7条を第18条とし、第6条の次に次の11条を加える。

（事務の委任）

第7条 条例第19条に規定する損害賠償の額の減免に係る事務は、教育長に委任する。

（利用申請）

第8条 条例第8条の規定により、支援施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用許可を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。

（利用申請の期間）

第9条 支援施設の施設等の利用許可の申請期間は、次に定めるところによる。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

施設等を利用しようとする場合にあっては、利用日の属する月の4月前の月（以下「申込月」という。）の17日から23日までに予約の申込みをし、当該予約の承諾の通知を受けた日から申込月の28日までの間（以下「申請期間」という。）に申請を行わなければならない。

前号の規定にかかわらず、申請期間に申請が行われなかったこと等により生じた利用可能な施設等については、申請期間経過後においても、利用日前の3日まで利用許可の申請を行うことができる。

（利用許可書の交付）

第10条 指定管理者は、支援施設の施設等の利用許可をしたときは、原則として当該利用に係る許可書を申請者に交付するものとする。

（利用料金の減免申請）

第11条 支援施設の施設等の利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者に減免の申請をしなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として第8条の利用許可の申請と同時にしなければならない。

（利用料金の減免）

第12条 条例第10条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は次のとおりとする。

市がその事務事業のため使用するとき。 5割相当額

国又はその他の地方公共団体がその事業のため使用するとき。 5割相当額

市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のため使用するとき。 5割相当額

市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のため使用するとき。 5割相当額

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は教育長が特に理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の支払)

第13条 条例第9条に規定する利用料金は、指定管理者が指定する日までに支払わなければならない。

(利用取消しの届出)

第14条 支援施設の施設等の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、その利用を取り消そうとするときは、指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の返還)

第15条 利用者が、前条の規定により、その施設等の利用の取消しを届け出た場合は、当該届出日がその利用日の3日前までにあつては利用料金の全額を返還する。

2 前項の規定にかかわらず、条例第13条第4号及び第5号に該当し、指定管理者がその使用を取り消したときは、利用料金の全額を返還する。

(利用回数の制限)

第16条 指定管理者は、支援施設の利用の公平を図るため、必要があると認めるときは、同一利用者に係る1月以内における施設等の利用回数を制限することができる。

(遵守事項)

第17条 利用者は、支援施設の利用に際しては支援施設の職員の指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年5月9日から施行する。

(川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

2 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第4条生涯学習部の部生涯学習推進課の項第8号中「教育文化会館、市民館及び図書館」を「教育文化会館、市民館、図書館及び有馬・野川生涯学習支援施設」に改める。

川崎市教育委員会規則第12号

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会規則をここに公布する。

平成21年4月30日

川崎市教育委員会

委員長 佐々木 武 志

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設(平成20年川崎市条例第34号)第20条の規定に基づき、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

区内に設置された学校の教育職員

区内の社会教育関係団体等から推薦された者

区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する

市民

学識経験者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければならない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成21年5月9日から施行する。

教育委員会訓令

川崎市教育委員会訓令第6号

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成21年3月31日

川崎市教育委員会

委員長 佐々木 武 志

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程(昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、所属長は、次に掲げる県費負担職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)に規定する職員をいう。以下同じ。)が別に定めるところにより育児又は介護のために申し出た場合においては、校務の運営に支障があるときを除き、別表第2の規定に基づき各校で定められた勤務時間を繰り上げて勤務させることができる。

中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))の子を含む。以下同じ。)を養育する職員

配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

第2条第4項中「第2項」を「第1項及び第2項」に、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」第10条第3項の規定により同条第1項に規程する短時間勤務の承認を受けた職員」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する短時間勤務の承認を受けた職員」に、「同法第17条の規程による短時間勤務をすることになった職員(県費負担職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。以下同じ。))に限る。以下「育児短時間勤務職員等」という。))の勤務時間等」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第3条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第1 図書館(麻生図書館柿生分館以外の分館を除く。)の項中

「

1	8:30～ 17:00
2	9:45～ 18:15
3	10:45～ 19:15
4	12:30～ 21:00

」

を

「

1	8:30～ 17:00
2	9:45～ 18:15
3	10:45～ 19:15

」

に改める。

別表第2 学校に勤務する県費負担職員(栄養職員及び事務職員を除く。)の項及び学校に勤務する県費負担職員(栄養職員及び事務職員に限る。)の項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

別表第3 県費負担職員の項中「20時間」を「19時間15分」に改める。

別表第4 を次のように改める。

別表第4(第2条関係)

種 別	勤務時間(勤務時間等を割り振る者)	休憩時間	週 休 日
育児短時間勤務職員等	4週間を通じ1週間につき19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかの勤務時間のうち当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の形態に応じた勤務時間(所属長)	勤務時間の途中において45分(4時間55分以下の勤務時間を割り振られた日)にあつては、0分又は45分)	当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の日以外の日

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

川崎市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 西 澤 秀 元

川崎市人事委員会規則第2号

川崎市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市人事委員会事務局の組織等に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び次長」を削り、同条第2項中「課に主幹」を「事務局に参事、課に主幹」に改める。

第6条第2項中「次長及び」を削り、同条第3項中「主幹」を「参事、主幹」に改める。

第8条第1項中「主幹」を「参事、主幹」に改める。

第9条中「市長部局」を「市長事務部局」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 西 澤 秀 元

川崎市人事委員会規則第3号

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第7項」を「第13項」に改める。

別表第3備考14関係に次の1号を加える。

この休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

別表第3備考18関係及び19関係に次の1号を加える。

この休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 西 澤 秀 元

川崎市人事委員会規則第4号

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の給料等の支給に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「第6号」を「第5号」に改める。

附則第3項中「100分の13」を「100分の14」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則第24条第3項の規定にかかわらず、平成21年4月に支給する勤務1時間当たりの給与額の基礎となる特殊勤務手当の額の算出については、なお従前の例による。

川崎市職員の級別の標準的職務の内容を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 西 澤 秀 元

川崎市人事委員会規則第5号

川崎市職員の級別の標準的職務の内容を定める規則の一部を改正する規則

川崎市職員の級別の標準的職務の内容を定める規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

7 特別の事情により前各項の規定によることができない場合又は前各項の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に人事委員会の定めるところにより、又はあらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取り扱いをすることができる。

別表第1中「次長又は」を削り、「技能職員又は業務職員」を「技能職又は業務職」に、「部長の職務又は」を「部長又は」に改め、「衛生検査技師」を削り、「総括教諭」の次に「又は主幹教諭」を加える。

別表第2の行政職給料表の適用職員の表中

技能職員(甲)	8
技能職員(乙)	9
業務職員	9

を
「

技能職	8
業務職	9

」

に改め、同表の備考第1項を削り、同表の備考第2項中「技能職員(甲)又は(乙)」を「技能職」に、「業務職員」を「業務職」に改め、同項を同表の備考第1項とし、同表の備考第3項中「技能職員(甲)」を「技能職」に改め、同項を同表の備考第2項とする。

別表第2の医療職給料表の適用職員の表衛生検査技師の項を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 西 澤 秀 元

川崎市人事委員会規則第6号

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

技能職員	甲	18歳以上 41歳未満	1級7号給から 1級54号給まで
	乙	18歳以上 41歳未満	1級3号給から 1級51号給まで
業務職員		18歳以上 41歳未満	1級3号給から 1級51号給まで

」

を
「

技能職	18歳以上 41歳未満	1級7号給から 1級54号給まで
業務職	18歳以上 41歳未満	1級3号給から 1級51号給まで

」

に改め、同表備考中第2項を削り、第1項の項番号を削る。

別表第4中

「

言語聴覚士	大学卒	1級27号給
	短大3卒	1級19号給
衛生検査技師	短大卒	1級15号給

」

を

「

言語聴覚士	大学卒	1級27号給
	短大3卒	1級19号給

」

に改める。

別表第12中

「

39
40

」

を

「

39
40歳以上

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則別表第2の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新たに職員となった者から適用し、施行日前から引き続き在職する職員については、なお従前の例による。

管理職等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 西 澤 秀 元

川崎市人事委員会規則第7号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表中

議会事務局	事務局長 理事 次長 参事 課長 主幹 庶務係長
市長事務局	局長 本部長 技監 医務監 理事 区長 会計管理者 事務局長 学長 副区長 部長 室長 医監 参事 所長 副所長 市場長 支所長 学科長 課長 主幹 館長 園長 秘書課の主査 法制課の人事、労務、組織等に関する条例等の審査を担当する主査 庁舎管理課の庁舎の維持管理を担当する主査 人事課の主査 労務課の主査 行財政改革室の主査 予算第1係長 予算第2係長 資金課の資金を担当する主査 市民・子ども局子ども本部子ども企画課の労務担当の主査 環境局庶務課の労務担当の主査 健康福祉局庶務課の労務担当の主査 建設局庶務課の労務係長 局、区役所及び区役所支所の庶務担当課の庶務係長又は庶務担当の主査 会計室の管理係長 人事課の人事及び服務関係事務の主たる担当者 労務課の職員団体関係事務の主たる担当者 守衛長

を

議会局	局長 理事 部長 参事 課長 主幹 庶務係長
市長事務局	局長 本部長 技監 医務監 理事 区長 会計管理者 事務局長 学長 副区長 部長 室長 医監 参事 所長 副所長 市場長 支所長 学科長 課長 主幹 館長 園長 秘書課の主査 法制課の人事、労務、組織等に関する条例等の審査を担当する主査 庁舎管理課の庁舎の維持管理を担当する主査 人事課の主査 労務課の主査 行財政改革室の主査 予算第1係長 予算第2係長 資金課の資金を担当する主査 市民・子ども局子ども本部子ども企画課の労務担当の主査 環境局庶務課の労務担当の主査 建設局庶務課の労務係長 局、区役所及び区役所支所の庶務担当課の庶務係長又は庶務担当の主査 会計室の管理係長 人事課の人事及び服務関係事務の主たる担当者 労務課の職員団体関係事務の主たる担当者 守衛長

に、

選挙管理委員会事務局	事務局長 次長 参事 課長 主幹 選挙課の庶務担当の主査
監査事務局	事務局長 理事 次長 参事 課長 主幹 行政監査課の庶務担当の主査
人事委員会事務局	事務局長 次長 課長 主幹 主査

を

選挙管理委員会事務局	事務局長 参事 課長 主幹 選挙課の庶務担当の主査
監査事務局	事務局長 参事 課長 主幹 行政監査課の庶務担当の主査
人事委員会事務局	事務局長 参事 課長 主幹 主査

に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 西 澤 秀 元

川崎市人事委員会規則第8号

教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

教員特別手当の支給に関する規則（昭和50年川崎市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	3,900	5,000	8,600	10,100	13,200
	2	3,900	5,000	8,600	10,100	13,200
	3	3,900	5,000	8,600	10,100	13,200
	4	3,900	5,000	8,600	10,100	13,200
	5	4,100	5,200	8,900	10,400	13,500
	6	4,100	5,200	8,900	10,400	13,500
	7	4,100	5,200	8,900	10,400	13,500
	8	4,100	5,200	8,900	10,400	13,500
	9	4,200	5,500	9,600	10,700	13,800
	10	4,200	5,500	9,600	10,700	13,800
	11	4,200	5,500	9,600	10,700	13,800
	12	4,200	5,500	9,600	10,700	13,800
	13	4,400	5,800	9,900	11,100	14,100
	14	4,400	5,800	9,900	11,100	14,100
	15	4,400	5,800	9,900	11,100	14,100
	16	4,400	5,800	9,900	11,100	14,100
	17	4,700	6,000	10,200	11,400	14,400
	18	4,700	6,000	10,200	11,400	14,400
	19	4,700	6,000	10,200	11,400	14,400
	20	4,700	6,000	10,200	11,400	14,400
	21	4,900	6,200	10,500	11,700	14,800
	22	4,900	6,200	10,500	11,700	14,800
	23	4,900	6,200	10,500	11,700	14,800
	24	4,900	6,200	10,500	11,700	14,800
	25	5,100	6,600	10,800	11,900	15,100
	26	5,100	6,600	10,800	11,900	15,100
	27	5,100	6,600	10,800	11,900	15,100
	28	5,100	6,600	10,800	11,900	15,100

29	5,400	7,100	11,100	12,200	15,300	75	7,900	11,100	13,700	14,900
30	5,400	7,100	11,100	12,200	15,300	76	7,900	11,100	13,700	14,900
31	5,400	7,100	11,100	12,200	15,300					
32	5,400	7,100	11,100	12,200	15,300	77	8,100	11,400	13,800	15,200
						78	8,100	11,400	13,800	15,200
33	5,600	7,400	11,400	12,600	15,500	79	8,100	11,400	13,800	15,200
34	5,600	7,400	11,400	12,600	15,500	80	8,100	11,400	13,800	15,200
35	5,600	7,400	11,400	12,600	15,500					
36	5,600	7,400	11,400	12,600	15,500	81	8,200	11,600	14,100	15,200
						82	8,200	11,600	14,100	15,200
37	5,800	7,700	11,600	12,900	15,800	83	8,200	11,600	14,100	15,200
38	5,800	7,700	11,600	12,900	15,800	84	8,200	11,600	14,100	15,200
39	5,800	7,700	11,600	12,900	15,800					
40	5,800	7,700	11,600	12,900	15,800	85	8,400	11,800	14,400	15,300
						86	8,400	11,800	14,400	
41	6,100	8,300	11,800	13,200	15,900	87	8,400	11,800	14,400	
42	6,100	8,300	11,800	13,200	15,900	88	8,400	11,800	14,400	
43	6,100	8,300	11,800	13,200	15,900					
44	6,100	8,300	11,800	13,200	15,900	89	8,500	12,200	14,600	
						90	8,500	12,200	14,600	
45	6,300	8,600	12,200	13,500	15,900	91	8,500	12,200	14,600	
46	6,300	8,600	12,200	13,500	15,900	92	8,500	12,200	14,600	
47	6,300	8,600	12,200	13,500	15,900					
48	6,300	8,600	12,200	13,500	15,900	93	8,700	12,400	14,900	
						94	8,700	12,400	14,900	
49	6,600	8,900	12,400	13,700	15,900	95	8,700	12,400	14,900	
50	6,600	8,900	12,400	13,700	15,900	96	8,700	12,400	14,900	
51	6,600	8,900	12,400	13,700	15,900					
52	6,600	8,900	12,400	13,700	15,900	97	8,800	12,600	15,100	
						98	8,800	12,600	15,100	
53	6,800	9,600	12,600	14,000	15,900	99	8,800	12,600	15,100	
54	6,800	9,600	12,600	14,000	15,900	100	8,800	12,600	15,100	
55	6,800	9,600	12,600	14,000	15,900					
56	6,800	9,600	12,600	14,000	15,900	101	9,000	12,900	15,200	
						102	9,000	12,900	15,200	
57	7,000	9,900	12,900	14,200	15,900	103	9,000	12,900	15,200	
58	7,000	9,900	12,900	14,200		104	9,000	12,900	15,200	
59	7,000	9,900	12,900	14,200						
60	7,000	9,900	12,900	14,200		105	9,100	13,100	15,200	
						106	9,100	13,100	15,200	
61	7,200	10,200	13,100	14,400		107	9,100	13,100	15,200	
62	7,200	10,200	13,100	14,400		108	9,100	13,100	15,200	
63	7,200	10,200	13,100	14,400						
64	7,200	10,200	13,100	14,400		109	9,200	13,300	15,200	
						110	9,200	13,300		
65	7,400	10,500	13,300	14,600		111	9,200	13,300		
66	7,400	10,500	13,300	14,600		112	9,200	13,300		
67	7,400	10,500	13,300	14,600						
68	7,400	10,500	13,300	14,600		113	9,200	13,400		
						114	9,200	13,400		
69	7,700	10,800	13,400	14,800		115	9,200	13,400		
70	7,700	10,800	13,400	14,800		116	9,200	13,400		
71	7,700	10,800	13,400	14,800						
72	7,700	10,800	13,400	14,800		117	9,400	13,600		
						118	9,400	13,600		
73	7,900	11,100	13,700	14,900		119	9,400	13,600		
74	7,900	11,100	13,700	14,900		120	9,400	13,600		

別表第 2（第 2 条関係）						

44	3,150	3,700	5,950			89	4,350	5,800	7,450
						90	4,350	5,800	7,450
45	3,300	3,850	6,100			91	4,350	5,800	7,450
46	3,300	3,850	6,100			92	4,350	5,800	7,450
47	3,300	3,850	6,100						
48	3,300	3,850	6,100			93	4,400	5,900	7,550
						94	4,400	5,900	7,550
49	3,400	4,150	6,300			95	4,400	5,900	7,550
50	3,400	4,150	6,300			96	4,400	5,900	7,550
51	3,400	4,150	6,300						
52	3,400	4,150	6,300			97	4,500	6,100	7,600
						98	4,500	6,100	7,600
53	3,500	4,300	6,450			99	4,500	6,100	7,600
54	3,500	4,300	6,450			100	4,500	6,100	7,600
55	3,500	4,300	6,450						
56	3,500	4,300	6,450			101	4,550	6,200	7,650
						102	4,550	6,200	
57	3,600	4,450	6,600			103	4,550	6,200	
58	3,600	4,450	6,600			104	4,550	6,200	
59	3,600	4,450	6,600						
60	3,600	4,450	6,600			105	4,600	6,300	
						106	4,600	6,300	
61	3,700	4,800	6,750			107	4,600	6,300	
62	3,700	4,800	6,750			108	4,600	6,300	
63	3,700	4,800	6,750						
64	3,700	4,800	6,750			109	4,600	6,450	
						110	4,600	6,450	
65	3,850	4,950	6,850			111	4,600	6,450	
66	3,850	4,950	6,850			112	4,600	6,450	
67	3,850	4,950	6,850						
68	3,850	4,950	6,850			113	4,700	6,550	
						114		6,550	
69	3,950	5,100	7,000			115		6,550	
70	3,950	5,100	7,000			116		6,550	
71	3,950	5,100	7,000						
72	3,950	5,100	7,000			117		6,650	
						118		6,650	
73	4,050	5,250	7,100			119		6,650	
74	4,050	5,250	7,100			120		6,650	
75	4,050	5,250	7,100						
76	4,050	5,250	7,100			121		6,700	
						122		6,700	
77	4,100	5,400	7,200			123		6,700	
78	4,100	5,400	7,200			124		6,700	
79	4,100	5,400	7,200						
80	4,100	5,400	7,200			125		6,800	
						126		6,800	
81	4,200	5,550	7,300			127		6,800	
82	4,200	5,550	7,300			128		6,800	
83	4,200	5,550	7,300						
84	4,200	5,550	7,300			129		6,850	
						130		6,850	
85	4,250	5,700	7,400			131		6,850	
86	4,250	5,700	7,400			132		6,850	
87	4,250	5,700	7,400						
88	4,250	5,700	7,400			133		6,950	
						134		6,950	

135	6,950
136	6,950
137	7,000
138	7,000
139	7,000
140	7,000
141	7,050
142	7,050
143	7,050
144	7,050
145	7,150
146	7,150
147	7,150
148	7,150
149	7,200
150	7,200
151	7,200
152	7,200
153	7,200
154	7,200
155	7,200
156	7,200
157	7,250
158	7,250
159	7,250
160	7,250
161	7,300
再任用職員	3,150 3,850 5,050

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

川崎市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成21年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 西 澤 秀 元

川崎市人事委員会規則第9号

川崎市職員の任用に関する規則の一部を改
正する規則

川崎市職員の任用に関する規則（平成13年川崎市人事
委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の行政職 昇任段階表中

「				」
局長級	局長級、本部長、技監又は理事			
を				

「	局長級	局長、本部長、技監又は理事	」
に、			
「	部長級	次長又は副区長	」
を			
「	部長級	副区長	」
に改める。			
別表第1の水道企業職 昇任段階表中			
「	部長級	部長、室長又は参事	」
を			
「	部長級	部長、室長又は参事 部に相当する事業所の長	」
に改める。			
別表第3中「、マッサージ師、衛生検査技師」を削る。			
別表第4を次のように改める。			

別表第4

技能的職務に従事する職	技能職の職
単純労務に従事する職	業務職の職

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

川崎市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則
の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 西 澤 秀 元

川崎市人事委員会規則第10号

川崎市職員の任用に関する権限の一部を委
任する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則
（平成13年川崎市人事委員会規則第2号）の一部を次の
ように改正する。

第3条第1号中「、マッサージ師」を削り、「自動車運
転手」を「技能職」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の